別紙様式第３号（第 18 条第２項関係）　　（日本産業規格Ａ４）

業　務　報　告　書

第　期（　年　月　日から　年　月　日まで）

株式会社　　銀行

年　月　日

金融庁長官　　殿

住　所

株式会社　　銀行

代表取締役　氏　　名

年　月　日から　年　月　日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

第１　事業概況書

１　事業の概要

２　営業所等の増減

３　会社役員及び職員の増減

４　会社役員の略歴及び所有自社株式

５　株主の状況

６　株主総会の状況

７　商品有価証券の内訳

８　有価証券の内訳

９　貸出金の担保内訳

10　貸倒引当金の状況

11　有形固定資産の内訳

12　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

13　自己資本比率の状況

第２　貸借対照表

第３　損益計算書

第４　株主資本等変動計算書

第５　キャッシュ・フロー計算書

（記載上の注意）

１　指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。第１条の８第１項の免許申請書又は法第 53 条第１項第 8 号の規定及び第 35 条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、提出者欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

２　この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

３　この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

４　この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第３位以下を切り捨て小数

点第２位までを記載すること。

5　当該事業年度の末日において公開会社でない銀行は、事業報告（銀行法施行規則別紙様式第９号）及び附属明細書（銀行法施行規則別紙様式第 10 号）で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

6　この様式中、第２　貸借対照表、第３　損益計算書、第４　株主資本等変動計算書、第５　キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第５　キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。

7　この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。

⑴　同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合

⑵　同一の事項を記載した書類を既に金融庁長官等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第１　　第　　期　（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）　事業概況書

１　事業の概要

（記載上の注意）

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

２　営業所等の増減

区　　分	前　期　末	当　期　末	増減（△）
本　　支　　店			
出　　張　　所			
計			

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（銀行法第 52 条の 60 の２第２項の規定により銀行代理業者とみなされる銀行等を含む。以下同じ。）が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区　　分		前　期　末	当　期　末	増減（△）
銀　行　代　理　業　者				
	銀行代理業を営む営業所又は事務所			

（記載上の注意）

当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者について記載すること。

３　会社役員及び職員の増減

区　　分		前　期　末	当　期　末	増減（△）
会社役員	取　　締　　役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
	会　計　参　与			
	監　　査　　役	うち非常勤（　）	うち非常勤（　）	
	執　　行　　役			
	計			
職員	事　　務　　系			
	庶　　務　　系			
	計			
合　　計				

（記載上の注意）

1　「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数　　人

2　会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

3　「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

4　職員計のうち出向職員（在籍のまま他社等へ出向している者）については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数　　人

4　会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）	略歴又は沿革	所有自社株式数	備　考
			株	
計	名			

（記載上の注意）

1　第１条の８第１項の免許申請書又は法第 53 条第１項第８号の規定及び第 35 条第１項第３号若しくは第３号の２の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者（第 35 条第１項第３号に規定する役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は法第 19 条第１項の規定により提出された報告書に当該旧氏及び名が併せて記載された者）については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまで（当該役員等以外の者にあつては、当該免許申請書又は当該報告書に記載された当該旧氏及び名を変更するまで）の間、「氏名又は名称（生年月日又は設立年月日及び住所）」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。

2　会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。

3　銀行法第７条第１項による取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

4　「所有自社株式数」欄は、銀行が２以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

5　株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割　合
	千株	%

その他の株主（　　名）		
計　（　　名）		100

（記載上の注意）

持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第１項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、銀行が２以上の種類の株式を発行している場合であつて、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

6　株主総会の状況

（記載上の注意）

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7　商品有価証券の内訳

（単位：百万円）

種類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品国債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割引国債				
国庫短期証券				
その他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

（記載上の注意）

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8　有価証券の内訳

（単位：百万円）

種類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国債			
地方債			
短期社債			
社債			

公社公団債			
金融債			
事業債			
（社債のうち政府保証債）	（　　）	（　　）	（　　）
株式			
金融機関株式			
その他			
その他の証券			
外国証券			
その他			
計			

（記載上の注意）

1　株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。

2　「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

9 貸出金の担保内訳

（単位：百万円）

受入担保の種類	貸出金当期末残高	構成割合	内訳	
			貸付金	割引手形
自行預金		%		
有価証券				
債権				
商品				
不動産				
財団				
その他				
計				
保証				
信用				
合計		100		

（記載上の注意）

２種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

10　貸倒引当金の状況

（単位：百万円）

	繰入額	取崩額	純繰入額 （△純取崩額）	当期末残高	摘　要
一 般 貸 倒 引 当 金					
個 別 貸 倒 引 当 金					
特定海外債権引当勘定					
合　　計					

（記載上の注意）

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額　　百万円

11　有形固定資産の内訳

（単位：百万円）

種　　類	建　　物	土　　地	建設仮勘定	その他の有形固定資産
事　　業　　用				
所　　有				
計				

（記載上の注意）

1　土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額　事業用土地　　百万円

所有土地　　百万円

2　当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用　　百万円

所　有　　百万円

3　貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

12　支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

⑴　支払承諾の内訳

（単位：百万円）

種　　類	当 期 末 口 数	当 期 末 残 高
手　　形　　引　　受		
信　　用　　状		

保　　証		
計		

⑵　支払承諾見返の担保内訳

（単位：百万円）

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自行預金		%
有価証券		
債権		
商品		
不動産		
財団		
その他		
計		
保　　証		
信　　用		
合計		100

（記載上の注意）

２種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

13　自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額（イ）				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				

証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
その他 Tier1 資本不足額				
普通株式等 Tier1 資本に係る調整				

項目の額（ロ）				
普通株式等 Tier1 資本				
普通株式等 Tier1 資本の額（(イ)－(ロ)）（ハ）				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額				
その他 Tier1 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他 Tier1 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額（ニ）				
その他 Tier1 資本に係る調整項目				
自己保有その他 Tier1 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他 Tier1 資本調達手段の額				
Tier2 資本不足額				
その他 Tier1 資本に係る調整項目の額（ホ）				
その他 Tier1 資本				
その他 Tier1 資本の額（(ニ)－(ホ)）　（ヘ）				
Tier1 資本				
Tier1 資本の額（(ハ)＋(ヘ)）（ト）				

Tier2 資本に係る基礎項目				
Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2 資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2 資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行する Tier2 資本調達手段の額				
一般貸倒引当金 Tier2 算入額及び適格引当金 Tier2 算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金 Tier2 算入額				
うち、適格引当金 Tier2 算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額（チ）				
Tier2 資本に係る調整項目				
自己保有 Tier2 資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、マーケット・メイク目的保有 TLAC に該当しなくなったものの額				
その他金融機関等の Tier2 資本調達手段及びその他外部 TLAC 関連調達手段の額				
Tier2 資本に係る調整項目の額（リ）				
Tier2 資本				
Tier2 資本の額（(チ)－(リ)）（ヌ）				

総自己資本				
総自己資本合計（(ト)＋(ヌ)）(ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額(ヲ)				
自己資本比率及び資本バッファー				
普通株式等 Tier1 比率（(ハ)／(ヲ)）	%		%	
Tier1 比率（(ト)／(ヲ)）	%		%	
総自己資本比率（(ル)／(ヲ)）	%		%	
最低単体資本バッファー比率	%		%	
うち、資本保全バッファー比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファー比率	%		%	
うち、G-SIB/D-SIB バッファー比率	%		%	
単体資本バッファー比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				

その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係る Tier2 資本算入上限額				
内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係る Tier2 資本算入上限額				

(記載上の注意)

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　「その他 Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

5　「Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。

6　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

7　遡及適用（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条第 51 項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え（同条第 52 項に規定する財務諸表の組替えをいう。以下この様式において同じ。）又は修正再表示（同条第 53 項に規定する修

正再表示をいう。以下この様式において同じ。）により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

〔資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率〕

	当期末				前期末			
エクスポージャーの所在国・地域	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）	カウンター・シクリカル・バッファーの水準の計算に用いた各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額（百万円）	各国・地域の金融当局が定める比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)	適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								
メキシコ								

オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行（連結自己資本比率を算出する銀行、銀行の連結子法人等である銀行若しくは銀行持株会社の連結子法人等である銀行又は外国に所在する親法人等に対して当該外国において連結自己資本比率に準ずる基準が適用されている場合における当該親法人等の当該基準の適用に当たり連結の範囲に含まれる銀行を除く。）が記載するものとする。

2　「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファー比率（銀行法第 14 条の２第１号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。

3　「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on（per cent of RWA））（当該比率が公表されていない場合には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。

4　「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファー比率を記載すること（小数点第３位以下を切り捨て小数点第２位までを記載)。

5　本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。

〔単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率〕

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バッファー比率	%	%
単体レバレッジ・バッファー比率	%	%

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有する銀行が記載するものとする。

2　「単体レバレッジ比率」とは、銀行法第 14 条の２第１号に掲げる基準に従い算出された比率を

いう。

3　単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額（△）				
うち、社外流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額				

（イ）				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額				
特定項目に係る 10%基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
特定項目に係る 15%基準超過額				

うち、その他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額（ロ）				
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産（オン・バランス）項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVA リスク相当額を 8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				

勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

1　本表は、海外営業拠点を有しない銀行が記載するものとする。

2　「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。

3　「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

4　単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

5　遡及適用、中間財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

第２　　第　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金		預金	
現金		当座預金	
預け金		普通預金	
コールローン		貯蓄預金	
買現先勘定		通知預金	
債券貸借取引支払保証金		定期預金	
買入手形		定期積金	
買入金銭債権		その他の預金	
商品有価証券		譲渡性預金	
商品国債		コールマネー	
商品地方債		売現先勘定	
商品政府保証債		債券貸借取引受入担保金	

	その他の商品有価証券
金銭の信託	
有価証券	
	国債
	地方債
	短期社債
	社債
	株式
	その他の証券
貸出金	
	割引手形
	手形貸付
	証書貸付
	当座貸越
外国為替	
	外国他店預け
	外国他店貸
	買入外国為替
	取立外国為替
その他資産	
	未決済為替貸
	前払費用
	未収収益
	先物取引差入証拠金
	先物取引差金勘定
	保管有価証券等
	金融派生商品
	金融商品等差入担保金
	社債発行費
	リース投資資産
	その他の資産
有形固定資産	
	建物
	土地
	使用権資産
	建設仮勘定

売渡手形	
コマーシャル・ペーパー	
借用金	
	再割引手形
	借入金
外国為替	
	外国他店預り
	外国他店借
	売渡外国為替
	未払外国為替
短期社債	
社債	
新株予約権付社債	
その他負債	
	未決済為替借
	未払法人税等
	未払費用
	前受収益
	従業員預り金
	給付補塡備金
	先物取引受入証拠金
	先物取引差金勘定
	借入商品債券
	借入有価証券
	売付商品債券
	売付債券
	金融派生商品
	金融商品等受入担保金
	リース負債
	資産除去債務
	その他の負債
賞与引当金	
役員賞与引当金	
退職給付引当金	
役員退職慰労引当金	
特別法上の引当金	

その他の有形固定資産 無形固定資産 ソフトウェア のれん 使用権資産 その他の無形固定資産 前払年金費用 繰延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払承諾見返 貸倒引当金	△	金融商品取引責任準備金 繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 支払承諾 負債の部合計 （純資産の部） 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 ○○積立金 繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 株式引受権 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵ 次に掲げる会計方針に関する事項

① 有価証券の評価基準及び評価方法

② 土地の再評価に関する法律第 3 条第 3 項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条に規定する差額

③ 有形固定資産の減価償却の方法

④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

⑤ 貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑥ 退職給付引当金の計上方法

⑦ ヘッジ会計の方法

⑧ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩ 収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪ その他採用した重要な会計方針

⑶ 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷ 会計方針の変更等を行つた場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑸ 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）

⑹　次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　賃貸等不動産の状況に関する事項

②　賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

⑺　持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の９に規定する事項

⑻　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の７第１項から第３項までに規定する有価証券に関する事項

⑼　有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額（金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。）

⑽　親会社株式の金額

⑾　債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第 19 条の２第１項第５号ロによる。

⑿　有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

⒀　有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額

⒁　資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額（一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額）

⒂　次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計方針に関する情報

②　リース特有の取引に関する情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

銀行が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、銀行が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である銀行が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行つていない場合には、会社計算規則第 108 条第４項の規定に従い記載すること。

⒃　関係会社(会社計算規則第 2 条第 3 項第 25 号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対

する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は２以上の項目について一括した金額

⑰　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は長期信用銀行債等（預金保険法第２条第２項第５号に規定する長期信用銀行債等をいう。以下同じ。）を担保とする貸付金（担保とされた預金及び長期信用銀行債等の総額を超えないものに限る。）は、この限りでない。

⑱　取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び長期信用銀行債等はこの限りでない。

⑲　関係会社の株式又は出資金の総額

⑳　次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因別の内訳

①　繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）

②　繰延税金負債

㉑　資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額

㉒　重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

㉓　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株当たりの純資産額（銭単位）

②銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

㉔　会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容

㉕　会社計算規則第２条第３項第 55 号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨

㉖　事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象

㉗　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の 14 から第８条の 16 までに規定するストック・オプションに関する事項

㉘　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の 17 から第８条の 22 まで、第８条の 25、第 56 条及び第 95 条の３の３に規定する企業結合に関する事項

㉙　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第８条の 23、第８条の 24 及び第８条の 26 に規定する事業分離に関する事項

⑶⓪　資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

⑶①　以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

２　特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。

３　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

４　「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

５　「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

６　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第３　第　期（年　月　日から　年　月　日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		×　×　×
資金運用収益	×　×　×	
貸出金利息	×　×　×	
有価証券利息配当金	×　×　×	
コールローン利息	×　×　×	
買現先利息	×　×　×	
債券貸借取引受入利息	×　×　×	
買入手形利息	×　×　×	
預け金利息	×　×　×	
金利スワップ受入利息	×　×　×	
その他の受入利息	×　×　×	
役務取引等収益	×　×　×	
受入為替手数料	×　×　×	
その他の役務収益	×　×　×	
その他業務収益	×　×　×	
外国為替売買益	×　×　×	
商品有価証券売買益	×　×　×	
国債等債券売却益	×　×　×	
国債等債券償還益	×　×　×	
金融派生商品収益	×　×　×	
その他の業務収益	×　×　×	
その他経常収益	×　×　×	
貸倒引当金戻入益	×　×　×	
償却債権取立益	×　×　×	
株式等売却益	×　×　×	
金銭の信託運用益	×　×　×	
その他の経常収益	×　×　×	
経常費用		×　×　×
資金調達費用	×　×　×	
預金利息	×　×　×	
譲渡性預金利息	×　×　×	

コールマネー利息	×××	
売現先利息	×××	
債券貸借取引支払利息	×××	
売渡手形利息	×××	
コマーシャル・ペーパー利息	×××	
借用金利息	×××	
短期社債利息	×××	
社債利息	×××	
新株予約権付社債利息	×××	
金利スワップ支払利息	×××	
その他の支払利息	×××	
役務取引等費用	×××	
支払為替手数料	×××	
その他の役務費用	×××	
その他業務費用	×××	
外国為替売買損	×××	
商品有価証券売買損	×××	
国債等債券売却損	×××	
国債等債券償還損	×××	
国債等債券償却	×××	
社債発行費償却	×××	
金融派生商品費用	×××	
その他の業務費用	×××	
営業経費	×××	
その他経常費用	×××	
貸倒引当金繰入額	×××	
貸出金償却	×××	
株式等売却損	×××	
株式等償却	×××	
金銭の信託運用損	×××	
その他の経常費用	×××	
経常利益（又は経常損失）		×××
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	

金融商品取引責任準備金取崩額	×　×　×	
その他の特別利益	×　×　×	
特別損失		×　×　×
固定資産処分損	×　×　×	
減損損失	×　×　×	
金融商品取引責任準備金繰入額	×　×　×	
その他の特別損失	×　×　×	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）		×　×　×
法人税、住民税及び事業税	×　×　×	
国際最低課税額に対する法人税等	×　×　×	
法人税等調整額	×　×　×	
法人税等合計		×　×　×
当期純利益（又は当期純損失）		×　×　×

（記載上の注意）

1　関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。

2　上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。

3　本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。

4　「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。

　ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

5　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

6　「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7　「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8　顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）を注記すること。

⑴　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び

不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

⑴から⑶までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、⑴及び⑶に掲げる事項の記載を要しない。

⑵に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　銀行が当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨

10　関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第 112 条の規定に従い注記すること。

11　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

⑴　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

⑵　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

⑶　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

12　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

13　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第４　　第　　期　（　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本										評価・換算差額等				株式引受権	新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計									
						××積立金	繰越利益剰余金										
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期変動額																	
新株の発行	××	××		××						××							××
剰余金の配当					××		△××	△××		△××							△××
当期純利益							××	××		××							××
自己株式の処分									××	××							××
・・・・・・																	××
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）											××	××	××	××	××	××	××
当期変動額合計	××	××	－	××	××	－	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	△××	××	××	××	××	××	××	××	××

（記載上の注意）

1　法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

2　変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

3　株主資本以外の科目については、事業年度中の変動額を、変動事由ごとに記載することができる。

4　その他利益剰余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益剰余金の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

5　評価・換算差額等は、科目ごとの記載に代えて評価・換算差額等の合計額を、当事業年度期首残高、事業年度中の変動額及び事業年度末残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。

6　資本剰余金、利益剰余金、評価・換算差額等及び純資産の各合計欄の記載は省略することができる。

7　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 106 条から第 109 条までの規定に従い注記すること。

8　遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行つた場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

第５　　第　　期（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕　　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
営業経費支出	
……	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

１　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

２　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

３　法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があると

きは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕　（単位：百万円）

科　　目	金　　額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益（又は税引前当期純損失（△））	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増減（△）	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益（△）	
貸出金の純増（△）減	
預金の純増減（△）	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
……	
小　　計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
……	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
……	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	

現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

1　連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2　現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3　法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。